

京都市立芸術大学音楽学部聴講生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

第1条 京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第41条及び第43条による音楽学部聴講生（以下「聴講生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 聴講生の入学志願資格は、学則第18条（入学資格）に定める者とする。

第3条 聴講志願には、聴講願書、履歴書、卒業または修了証明書等を提出しなければならない。

第4条 聴講生の入学選考は、書類選考によるものとする。

第5条 聴講生の修学年限は、1年とする。

第6条 聴講可能な単位数は1学年20単位までとし、科目は実技実習以外の科目とする。

ただし、本学卒業者で聴講生となった者は、教職関係科目中の実技実習科目について教授会の承認を得て聴講できる場合がある。

第7条 聴講生に関して問題が生じた時は、教務委員会において協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。